

監査報告書

監査報告書は特定監事から特定理事に提出することとされている。この場合の「特定理事」とは、中協法規則において監査報告の通知を受ける者として定められた理事であり、定められていない場合には決算関係書類及び事業報告書の作成に携わった理事を指し、「特定監事」とは監査報告を特定理事に通知する監事を決めた場合にはその監事であり、そのような監事を決めなかった場合には、すべての監事が該当する。

監査報告書には、監査の方法の内容及び監査結果の意見を記載しなければならない。監査の方法の内容については、監査の対象となった書類と実施した監査手続を記載しなければならない。監査結果の意見としては、決算関係書類が組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示しているかどうか、剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうか、剰余金処分案又は損失処理案が組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨、監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨とその理由、追記情報として正当な理由による会計方針の変更・重要な偶発事象・重要な後発事象など、事業報告書が法令又は定款に従い組合の状況を正しく示しているかどうか、組合の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その旨を記載しなければならない。

なお、事業報告書の監査は、業務監査権限を有する監事だけが行うことができる監査であり、業務監査権限を有せず会計監査の権限のみを有する監事は、監査報告書において、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにしなければならないとされている。

【作成上の留意点】

(1) 監査権限限定組合（監事の監査の範囲が会計に関するものに限定されている組合）の監事は、事業報告書及び理事会議事録、重要な事業の経過報告に関する記載を削除（下線部分）し、下記例のように事業報告書を監査する権限のないことを監査報告書の前文に追加記載する。

「**なお、当組合の監事は、定款第 条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。**」

(2) 「2. 監査結果の意見」については、(1)～(3)のほか、剰余金処分案（損失処理案）が組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき、又は理事の職務の遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その旨を追加記載する。

(3) 「3. 追記情報」は決算関係書類について記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内

容のうち強調する必要がある事項を記載する。

(4) 監査の日付は、特定理事に監査報告を通知した日を記載する。

(5) 署名は、監事が複数いる場合には監事全員とする。

(6) 「中小企業等協同組合法第40条第5項により」の部分で協業組合の場合は、「中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項により」と、商工組合（非出資商工組合を含む）の場合は、「中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項により」と、商店街振興組合の場合は「商店街振興組合法第53条第5項により」と書き換える。

監査報告書

中協法第40条第5項により、組合から受領した第 期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）及び事業報告書を監査した。

1. 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2. 監査結果の意見

(1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。

(2) 剰余金処分案（損失処理案）は法令及び定款に適合している。

(3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示している。

3. 追記情報（決算関係書類について記載すべき事項がある場合）

平成 年 月 日

組合

監事